

府中市市民協働の推進に関する基本方針
(改定案)

令和3年9月

府中市

はじめに(市長挨拶)

目次

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的.....	1
1 基本方針改定の経緯.....	1
2 基本方針を定める目的.....	2
第2章 市民協働の定義と主体.....	3
1 市民協働の必要性.....	3
2 市民協働の定義.....	3
3 市民協働の原則.....	4
4 市民協働の主体.....	4
5 中間支援組織.....	5
第3章 市民協働における役割分担と効果.....	6
1 各主体の特性と役割分担.....	6
2 中間支援組織の役割.....	7
3 市民協働の主な効果.....	7
第4章 市民協働の手法と形態.....	9
1 市民協働の形態.....	9
2 市民と市との関係性と協働の領域.....	11
3 市民と市との協働に適している事業.....	12
第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性.....	13
1 市民協働に関する効果的な意識啓発.....	15
2 職員の協働に関する実践力の向上.....	15
3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用.....	16
4 NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携.....	16
5 市民協働を促進する環境の整備.....	17
6 コーディネート機能の拡充.....	17
7 市民協働の取組の進行管理と条例の検討.....	17
用語集.....	18

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的

1 基本方針改定の経緯

府中市では、平成26年に「市民協働都市」を宣言し、市民（個人）、自治会・町内会、文化センター圏域コミュニティ協議会¹、自治会連合会、NPO²・ボランティア団体、教育機関、事業者、市が相互に連携・協力し、主体的にまちづくりに参画する、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

平成29年には府中駅前に市民活動・協働の拠点施設として、市民活動センター「プラッツ」を開設し、協働に関する情報提供、普及啓発、担い手の育成及び相互交流等に努めた結果、令和3年4月現在、プラッツに登録する市民活動団体は450団体を超え、そこから、地域課題の解決に寄与する活動も生まれ始めています。

市民協働都市を宣言してからのこの8年で、協働の普及・啓発、推進のための計画策定、組織づくりなどの環境整備、基盤整備に努めてきた結果、従来から文化センターを拠点として、人と人の絆を大切に活動などして来た自治会・町内会やコミュニティ協議会、NPOなどの地域清掃や助け合い活動も、「協働」であり、協働が実は誰にとっても身近に存在するという理解が広がりました。

しかしながら、毎年市が実施している市政世論調査の結果では、「協働について知っている」と回答した市民の割合は57.1%であり、まだまだ満足できる結果ではありません。イベントや広報、SNS³などを通じ、協働が身近に感じられるよう発信方法を工夫していく必要があります。

併せて、新型コロナウイルスの感染拡大等により、子どもたちの体験機会の減少や、高齢者の運動能力減退の懸念など、新たな地域課題も生じており、行政を含め、単独の主体のみで地域課題を迅速に解決することが難しくなっています。今こそ、協働により地域課題が解決できるか否かで、自治体力が問われる時代**なのではない**でしょうか。

市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者など、個々の主体は高いスキルを持って活動しています。それらの力が有機的に結びつくことで、もっと迅速で、もっと効果的に課題解決に近づくことができます。また、SDGs⁴への取組みなど、教育機関や事業者においても社会貢献を行っているかどうかで評価が大きく異なる時代になっており、地域課題の解決に積極的に関わろうとしていることも追い風になっています。

そのため、見直し後の本基本方針においては、協働の主体と主体をつなぐ、中間支援組織やコーディネーターの育成に力を入れると共に、プラッツを拠点にしている主体と、文化センターを拠点にしている主体、更には教育機関や事業者など、今まで協働に参画していなかった主体同士をつなぐ活動にも力を入れていきます。

第7次府中市総合計画の令和4年度からの8年間で、地域に協働事業があふれ、誰もが当たり前に関わり参画する府中市の実現を目指します。

2 基本方針を定める目的

誰にとっても心ゆたかに暮らせるまち府中市を実現するために、市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市などの各主体同士が協働して課題解決にあたるため、協働関係を築くうえでの基本的な事項を基本方針として定め、府中市市民協働都市宣言に掲げるお互いの信頼関係のもとに協力し合い支え合うまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

第2章 市民協働の定義と主体

1 市民協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共サービスを提供することは困難であるため、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を發揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会や NPO も活発に活動を行ってきましたが、複数の多様な主体が、それぞれの得意分野をいかし、連携して取り組むことで、単独では生み出せない効果を發揮することができ、市民は、多様なニーズに対応した質の高いサービスを受けることができます。

府中市においても、府中市総合計画に掲げる都市像を実現し、心ゆたかに暮らせるまちにしていくために、市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域に関わる全ての人々と市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいく市民協働が求められています。

2 市民協働の定義

(1) 市民の定義

この方針において「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます。ただし、他の主体と列記する場合などは、市民（個人）と表記します。

(2) 市民協働の定義

この方針において「協働」とは、「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」と定義します。なお、政治活動、選挙活動、宗教活動を主たる目的とするもの及び公益を害する活動は除きます。

上記の市民と協働の考え方に基づき、「市民協働」は、「市民と市との協働並びに市民同士の様々な主体間による協働」と定義します。

3 市民協働の原則

市民協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重して進める必要があります。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識します。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組みます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築きます。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めます。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証します。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開します。

4 市民協働の主体

まちづくりに関わる地域の多様な主体が、市民協働の主体となりえます。府中市では、市民協働の主体を次のとおり位置づけます。

(1) 市民（個人）（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）

(2) 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）

(3) 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）

(4) 教育機関（小・中学校、高等学校、専門学校、大学等）

(5) 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）

(6) 市（行政）

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、行政の担い手である市も主体の一つとして位置付けます。

5 中間支援組織

中間支援組織とは、市民と市、または市民同士を相互に媒介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民のネットワーク化と交流促進、人材育成と研修、情報収集と提供、相談とコーディネート、活動支援と助成、調査研究または政策提言等のいずれかの機能を有する組織を言います。

府中市において、主な中間支援組織としてプラットフォームがありますが、その他にも「4 **市民**協働の主体」に記載の全ての主体が上記いずれかの機能を有する場合には、中間支援組織の役割を担うことがあります。

第3章 市民協働における役割分担と効果

1 各主体の特性と役割分担

府中市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、改めて府中市の特徴やまちづくりにおける自らの役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。その上で、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。また、既存の協働の形に捉われず、官民連携にも積極的に取り組みます。

(1) 市民（個人）

市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力を生かすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとすることができます。また、実際に活動することに限らず、市民一人ひとりがまちに興味を持ち、活動している各主体を受容することも、市民ができる協働の一つです。

(2) 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、様々な問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に府中市においては、コミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、地縁型活動団体との協働では、これらの課題に対し、地域住民の声を反映し、地域住民と一緒に解決に向けて取り組むことが可能です。地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を担います。

(3) 目的型活動団体

府中市には、福祉・環境・教育等、様々なテーマを持って活動するNPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。目的型活動団体との協働では、それぞれの団体が持つ専門性などの特性をいかして、ますます複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて迅速に取り組むことができます。自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供します。

(4) 教育機関

市内には、高等学校や、国立大学など様々な教育機関があり、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んに行われ、地域の活性化に寄与しています。教育機関との協働では、SDGsの達成など複雑化・多様化する地域課題の解決に当たり、教育機関の有する専門知識を生かすことが有効です。地域社会を構成する一員として、専門知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供などにより、地域社会に貢献することができます。

(5) 事業者

事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。また、SDGsの浸透により、事業者が、社会貢献活動や公益活動を自らの責務と捉える傾向が加速しています。地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働では、専門的技術や知識のほか、マーケティング力や情報発信力など、事業者が有する様々な資源の活用が期待されます。地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ⁵等を活用した事業協力や人材や施設等の資源の提供などにより、地域社会に貢献することができます。

(6) 市（行政）

市は、市民が抱える課題を把握できるという特性を生かし、その課題を明確にし、適切に市民に発信することで、協働の各主体と解決すべき課題を共有します。各主体と連携し、効果的な行政運営に努め、市の各部署間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。

2 中間支援組織の役割

各主体の間であって、相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、また、市に対しては、市民の立場を踏まえて政策提言等を行う役割を有します。

市民（個人）、自治会・町内会、NPO、教育機関、事業者等を媒介・ネットワーク化しつつ情報の交流のための場を創るには、中間支援組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが重要です。

3 市民協働の主な効果

協働を推進することにより、市民生活の向上に加えて、地域活動の活発化や市民の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性をいかし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

(1) 市民（個人）

地域や社会の課題解決のため、自主的に地域活動などに取り組むことにより、新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、様々な主体が児童・生徒・学生等の教育に関わることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。また、SDGs教育の一環として、地域に愛着を持つ児童・生徒を育てる機会となるとともに、学生にSDGs活動を実践する機会を提供することが期待できます。

(5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、社会貢献活動を行うことでブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

(6) 市（行政）

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高いサービスの提供が期待できます。

また、市民と一緒にあって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

第4章 市民協働の手法と形態

1 市民協働の形態

市民協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、地域課題を正確につかみ、課題に対応した協働の形態を構想し、選択することが大切になります。

協働事業を実施するに当たっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解した上で、どのような事業形態が互いの特性をいかし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

(1) 共催

事業やイベント等において、各主体がともに主催者となって行う形態です。

主体同士が対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。また、お互いの役割分担や経費負担について明確にする必要があります。

(2) 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや各主体のネットワーク等をいかし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

地域の多様な主体の専門性やネットワーク、エネルギーが一つの取組に注がれ、単独ではできない、大規模なイベント等も実施できます。また、企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になり、それを決めるための話し合いをすることで、情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。ただし、関わる人々が多いため、全員への的確な情報共有や、全員が責任感を持って進めることが必要です。

(3) 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

話し合いの機会が増えることで、お互いの信頼関係が構築できるほか、双方の特性が発揮されます。継続的に事業を実施する場合は、定期的に事業の評価や振り返りを行うことが必要です。

(4) 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体が持っている特性をいかすことを目的に、主体の一方が実施している事業を、協働する意図を持った上で委託する形態です。

各主体の持つ特性が発揮されることで、創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。定期的に話し合いの場を設け、

事業の進捗状況や経費の収支状況を共に確認し合い、両者が同じ認識を持ち、事業を市民へ説明できるようにすることが必要です。

(5) 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

後援は、一般的には資金や物品、人材の支援はありませんが、市や市民が名を連ねることで、事業に対する関心や社会的信頼が高まり、活動への理解が深まることが期待されます。一方、協賛は、主体間の協議により、資金や物品、人材等の支援のほか、後援と同様の効果が期待できます。

(6) 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、主体の一方が資金面で協力する形態です。

各主体の自主性・自立性及び市民目線の生かされた事業が実施されることにより、市民協働によるまちづくりに一歩近づくことができます。事業実施時は、定期的に話し合いの場を設け、資金面だけの関係とならないよう、お互いに事業の進捗状況や事業の目的を共有することが必要です。

(7) 政策形成過程への参画

市民（個人）や各主体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

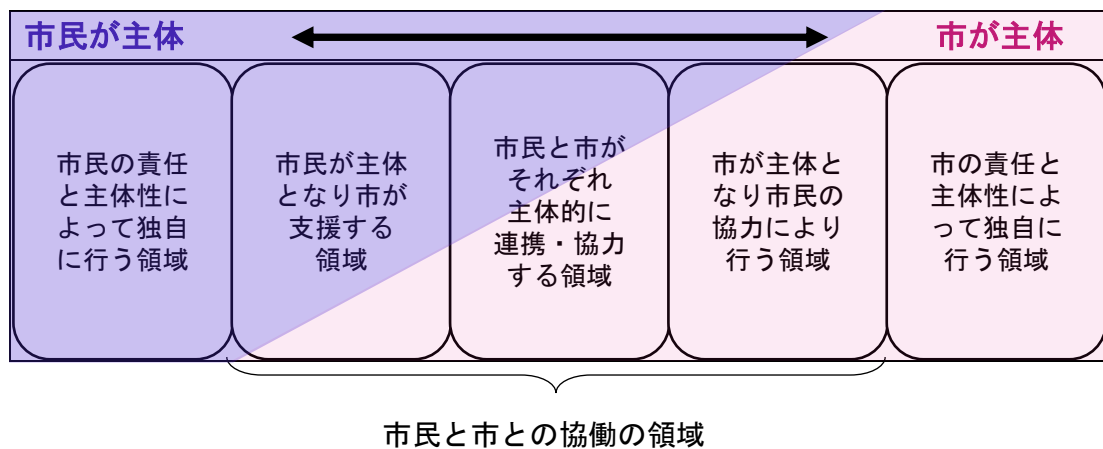
この形態をとることによって、地域の多様な主体の独創性ある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民（個人）も市政へ積極的に参画する意識が生まれるきっかけとなります。

2 市民と市との関係性と協働の領域

協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります(下図4-1参照)。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

市民と市とが具体的に協働を進めるうえで、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、社会的公共性、公費濫用の防止、情報公開について、特に留意する必要があります。

【図4-1】市民と市との関係性と協働事業の領域



3 市民と市との協働に適している事業

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性や協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、市と各主体が共通認識を持つことが大切です。

市民と市との協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべきか、効果等を検討し、総合的に判断します。

(1) 性質上の視点

- ア きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- イ 専門性・先駆性が求められる事業
- ウ 広く市民が参加することが求められる事業
- エ 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

(2) 効果の視点

- ア 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- イ 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- ウ 協働により各主体の特性がいかせるか。
- エ 総合計画や各種計画との整合性は取れているか。
- オ 経費は妥当か。

第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性

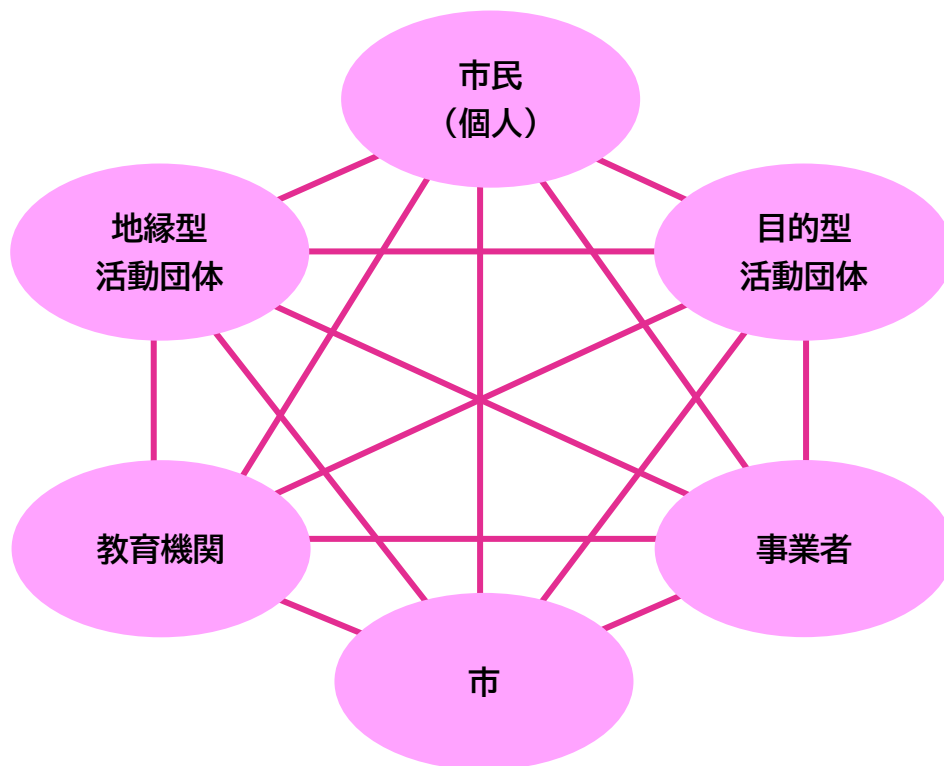
府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPOと自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、様々な主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みをいかし、連携・協力し合うことで、多くの市民が心ゆたかに暮らせるまちを創っていきます（下図5-1参照）。

様々な主体が、多様な組み合わせによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。各主体の多様な組み合わせによって相乗効果が発揮できるよう、プラッツなどの中間支援組織が、主体同士をつなぐ役割を果たします（次ページ図5-2参照）。また、各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります（次ページ図5-3参照）。

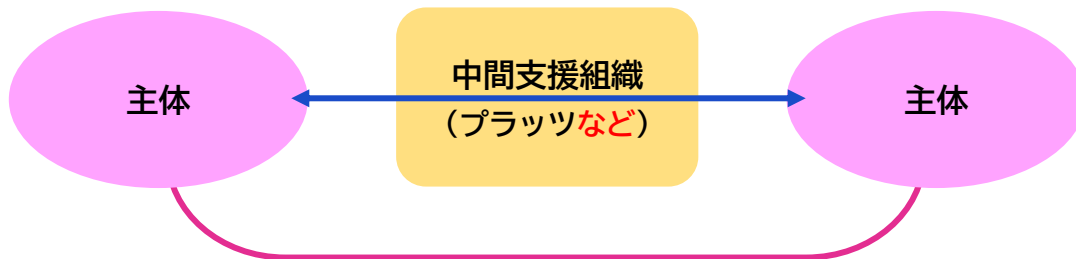
市民協働による府中市総合計画に掲げる都市像の実現

【図5-1】



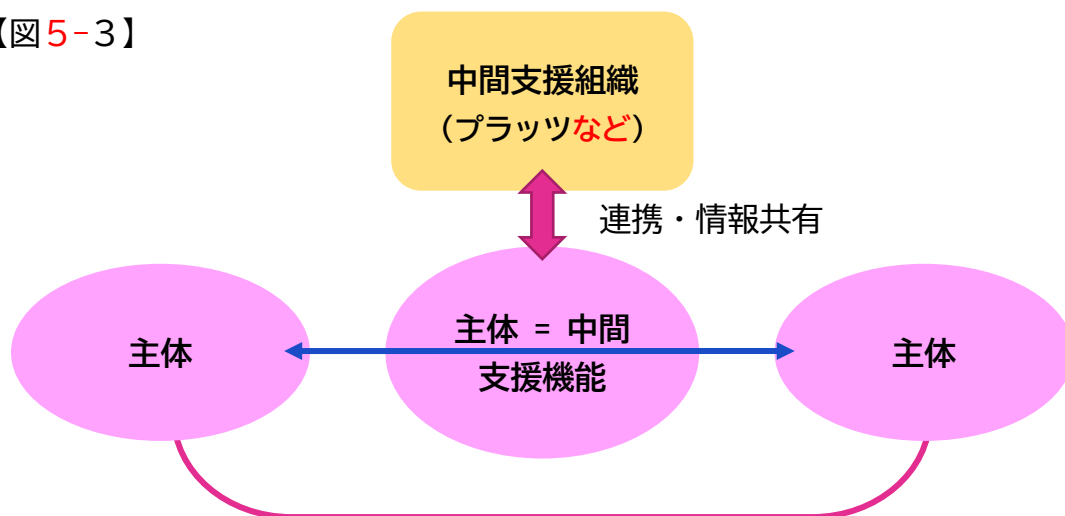
各主体が協働し、心ゆたかに暮らせるまちを実現します。

【図5-2】



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。
※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

【図5-3】



各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります。

府中市における協働をさらに推進していくため、市は今後、以下について重点的に取り組んでいきます。

1 市民協働に関する効果的な意識啓発

市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。

市民が、身近な協働事例を知り、協働の楽しさ、メリット、やりがい、必要性を感じることができるよう、市は、協働事例や成果をPRします。これにより、他人事感や協働の敷居の高さを払拭し、誰でも、すぐ近くに協働があることを実感できることを目指すとともに、やってみたいと思えるようなチャレンジする機会を提供します。

また、協働によるまちづくりを進めるためには、未来の協働の担い手となる若い世代にも、協働について興味を持ち、理解を深めてもらう必要があります。

若者がまちに興味をもったり協働について知ったりできる機会を創出し、未来の協働の担い手の育成を行います。

2 職員の協働に関する実践力の向上

職員研修や実践を通じて、市の職員の協働に関する理解と実践力の向上を図ります。

市が全庁横断的に協働に取り組む上で、研修により市の職員の協働に対する理解を深めることは必要不可欠です。人事異動、新規採用や定年退職等による職員の入れ替わりもあるため、定期的に研修を行い、知識を再確認し、ブラッシュアップしていく必要があります。また、研修で得た知識を実践でいかせるよう、課題解決に向けて、他の主体と課題を共有し、実践に繋げる取組も並行して進めていきます。

加えて、協働に不慣れな職員でも、どのように進めていけば、市民と市がWin-Winの関係になるかのポイントを記したマニュアルやフローチャートを作成するとともに、協働に関する契約や予算関係事務の整理を行うなど、職員が協働しやすい環境を整備します。

また、解決策を見出す際に、従来の固定観念にとらわれず、それらが社会にどのような影響や効果（インパクト）を与えるか考慮して解決までの道筋を立て、課題解決に取り組むことができる職員を育成します。

3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用

市民活動や協働の拠点である市民活動センタープラッツや文化センターを活用し、市民主体のまちづくりを促進します。

府中市では、指定管理者制度⁶によりプラッツを運営しています。プラッツには、市民活動の場の提供、交流促進・ネットワーク構築、情報収集・提供、相談対応、学習機会の提供、協働の推進、助成事業、調査・研究、事業実施のための連携等の中間支援機能が充実しています。また、各社会課題に対応した、多くの市民活動団体がプラッツに登録しており、プラッツが、コミュニティ協議会などの地縁型活動団体との連携を仲介することで、双方に新しい気付きが生まれ、その事例を広く共有することにより、市民協働のネットワークが全市的に広がっていくことが期待されます。

また、各文化センター圏域内には、わがまち支えあい協議会⁷や子ども食堂⁸など、地域課題を解決する新しい活動が生まれています。従来から活動する団体と新しい団体がつながり、新たな協働が生まれるような、文化センターの活用を目指します。

更に、プラッツの運営する市民活動ポータルサイト「プラnet」を活用し、提供・協力したい市民と提供・協力してほしい市民とのマッチングや、市民と市とのマッチングを促進します。

4 多様な主体同士の連携の拡充

自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体同士が連携し、地域課題を協働して解決する取組みを推進します。

多様な主体同士の連携を進めるため、市民が各々目指している将来のビジョンや現在の活動内容とその進捗状況・特性などを共有し、理解し合えるよう、SNS 上での情報提供などを含めて知り合える機会を創出します。

また、地域課題を市民協働で解決するためには、まず、各主体が抱える課題を、他の主体と共有することが重要です。そうすることで、これまで単独では解決できなかった課題の解決策を持つ相手を見つける可能性が高くなります。このため、課題提示から解決策の検討、連携相手のマッチングなどができる地域課題解決のためのプラットフォーム⁹の整備を進めます。

さらに、府中市には、多くの活力に満ちた企業や大学等があります。このような CSR（企業の社会的責任）や SDGs の考えのもとに社会貢献活動に積極的に取り組む企業や大学等と連携協定を締結するなど、地域の課題解決のための協働を推進します。

5 市民協働を促進する環境の整備

市民協働が効果的・効率的に行えるよう、環境の整備を図ります。

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな協働の手法等を研究・活用します。

各主体が、より効果的・効率的に協働を行うことができるよう、協働の進め方やポイントなどを掲載したガイドブックの作成や、協働に関する講座の開催に取り組みます。

また、ICT¹⁰の進展など社会情勢の変化により、地域課題の解決策の選択肢が広がっています。そのため、既存の枠組みに捉われず、協働に関する様々な新しい理論や手法にあわせ、クラウドファンディング¹¹や寄附などの事業資金の確保策についても研究・活用します。

加えて、市民と市との協働をより一層推進するための仕組みを整備します。市が市民と協働する場合は、公平性・公正性の観点から、市の課題を公表し、その解決策を提案した主体と事業を実施するなど、なぜその相手と協働するのかを明確にします。

また、**市民と市が地域課題の解決に向けて協働しやすい環境を整備するため、協働事業提案制度の改善を図るほか、市と各主体との協働関係を示す契約手続き等の整理を行うため、他市の事例を参考に、「協働契約¹²」の導入についても、検討していきます。**

6 コーディネート機能の拡充

市民協働を推進し、各主体や地域資源をつなぎ、事業成果を高めるための助言を行う、協働のコーディネーターや中間支援組織を育成する等、協働に係るコーディネート機能を拡充します。

協働の推進に必要不可欠なコーディネート機能を充実するため、中間支援機能を有する主体を育成します。また、協働のコーディネート機能を拡充するため、プラッツにおいて市民向けの協働コーディネーター養成講座¹³を実施するとともに、市においても「全職員協働コーディネーター化計画」に取り組みます。協働の考え方や進め方を修得した職員を「協働サポーター（仮称）」として認定・配置することで、全職員が協働の担い手としての認識や知識、経験を共有し、コーディネート機能を果たせるように、計画的に取り組んでいきます。

7 市民協働の取組の進行管理と条例の検討

協働の取組を確実なものとするため、第7次府中市総合計画に掲げる市の全ての分野の事業が協働の視点・手法で取り組まれているかどうか、第7次府中市総合計画と連携しながら進行管理する方法を検討します。

また、今後の市民協働の取組をより一層推進していくために、**条例の制定**が必要であるかどうかについても引き続き検討を行います。

用語集

No.	該当ページ	用語	説明
1	1	コミュニティ協議会	各文化センター圏域で、自治会、シニアクラブ、婦人会、自主グループなどの地域団体から結成された協議会です。市との協働により、各文化センターで地域まつりや地域文化祭などのイベントを実施しています。
2	1	NPO	「NPO」とは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。(内閣府NPOホームページより)
3	1	SNS	SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。(総務省ホームページより)
4	1	SDGs	SDGsは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。
5	7	ノウハウ	ある専門的な分野における技術や知識またはその蓄積、物事における方法や手順のことを言います。
6	16	指定管理者制度	地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業やNPO等を含む民間事業者等に委ねる制度です。
7	16	わがまち支えあい協議会	より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が地域の生活課題に気づき、共有し、共に解決していく仕組みです。現在、市内11か所の文化センター圏域ごとに、地域の皆さんが中心となって仕組みづくりを行っています。
8	16	子ども食堂	子どもやその親、及び地域の人達が無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを体験することができる社会活動です。府中市では、子ども食堂を実施している団体への支援を通して、市民との協働により推進しています。
9	16	プラットフォーム	システムやサービスの土台や基盤となる環境のことを言います。
10	17	ICT	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。

No.	該当ページ	用語	説明
11	17	クラウドファンディング	クラウドファンディングとは、事業を実施する際などにインターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法をいいます。
12	17	協働契約	協働は、それ自体が目的ではなく、協働の相乗効果によって事業効果の向上を図り、地域課題や社会課題の解決につなげていくためのものです。そのためには、互いのルール等についての相互理解や、適切な役割分担、対等な関係性の確保などが重要です。「協働契約」は、こうした点について契約上明らかにすることで、互いに協働しやすい環境をつくっていくためのものです。
13	17	協働コーディネーター養成講座	協働についての考え方や事例、コーディネーターに必要な要素を、様々な視点から掘り下げ、「協働」の意識を府中に根付かせる講座です。受講後は、人材や組織等の地域資源をつなぐコーディネーター「つなぎすと」として活躍しています。

参考資料

府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しに係る各委員からの主な意見

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的	
1 基本方針改定の経緯	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「本市」でなく「府中市」にした方が良い。また、その他にも基本方針全体として、「府中市」と記載することで、親近感が持てる。 ・第7次府中市総合計画の8年間ということが伝わるように記載する。
2 基本方針を定める目的	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民等」と省略するのではなく、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体を追記した方がよい。
第2章 市民協働の定義と主体	
1 市民協働の必要性	
2 市民協働の定義	
	<p>(2) 協働の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治活動及び宗教活動を主たる目的とするもの」とされているが、「主たる目的」というのはどの程度を指すのか。特に政治活動については、特定の候補者や政党を推す活動が除外されるのは当然としても、選挙に関心を持ってもらうための活動は認められるべきではないか。 ・協働の定義には「地域課題の解決や社会的な目的の実現」と書かれているが、これは協働の目標ないし目的であり、これだけでは具体的な目標になっていない。例えば、どこかに、「誰にとっても住みよいまち府中市を実現する」といった、より具体的な目標を掲げると、協働の目標がイメージしやすくなる。 <p>(3) 市民協働の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働を特に強調しようとする場合に、「市民協働」を用います。としてしまうと、市民と市の協働が重視されていないように読み取られてしまう恐れがあるため、協働を含めて、「市民協働」としています。などとした方がよい。 ・基本方針全体の、市民協働と記載すべきところを再確認してほしい。
3 市民協働の原則	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を尊重」は、「協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重」の方がよい。
4 市民協働の主体	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の主体の一つである「市」については、単に「市」と表記するのではなく、「行政の担い手である市」などと表記した方が、市の役割が明確になるのではないか。
5 中間支援組織	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織が協働の主体の一つか、あるいは別のものなのかを明確にした方がよい。 ・中間支援組織を新たに記載するのであれば、具体的に「プラッツ」の名前を入れた方がイメージしやすくなる。

<ul style="list-style-type: none"> ・「上記いずれかの機能を有する全ての主体が含まれます。」としてしまうと、機能を持った全ての主体が中間支援組織だということになるが、主体ごとに性質や背景、活動目的は異なるので、「上記いずれかの機能を有する全ての主体が中間支援組織の機能を持ち得るものです。」の方がよい。 	
第3章 市民協働における役割分担と効果	
1 各主体の特性と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体の記述内容は、特性のみで、役割分担についての記述が不足しているため、追記する必要がある。 ・期待されますという表現については、より積極的な表現がよい。特に、目的型活動団体については、目的を持って活動しているので、能動的な表現がよい。一方で、必須であるといった表現は適切ではない。 ・SDGsの脚注を追加する必要がある。 ・市民（個人）の特性が記載されていないので、文頭に「市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力を生かすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。」などと追記する。 ・市の役割が受け身にみえるので、行財政運営の基本方針と趣旨を揃え、「各主体を協働へつなぐための取組に努め、市民等とともに協働によるまちづくりを進めことが期待されます。」などとする。
2 中間支援組織の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間支援組織は、市や市民等との間だけでなく、市民等同士の間であって」も役割を担うことを追記する。
3 市民協働の主な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を始めなければ、「出会い」、「生きがいづくり」「機会の拡大」は生まれないので、文頭に「地域や社会の課題解決のため、自主的に地域活動などに取り組みことにより、」などと追記する。
第4章 市民協働の手法と形態	
1 市民協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルを「市との協働の形態」という表現だと、「市」は「対等な協働の主体」の一つではなく、他の主体とは異なる特別な主体であるような印象を受けるため、「市民協働の形態」あるいは、単に「協働の形態」とするとよい。 ・例えば、後援だと、市が名を連ねることで、信用付与の効果があるなど、それぞれの形態について、期待できる効果についても記入し、分かりやすくしてほしい。
2 市民と市との関係性と協働の領域	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市との関係性と協働事業の領域の図について、主語が統一されていないので、分かりにくい。
3 市民と市との協働に適している事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「市との協働」と書かれているが、このような表現だと、「市」は「対等な協働の主体」の一つではなく、他の主体とは異なる特別な主体であるような印象を受ける。「市民協働に適している事業」あるいは、単に「協働に適している事業」とする方がよいのではないか。

第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性	
1 市民協働に関する効果的な意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して「意識啓発」という表現を用いているが、職員に対しては「意識向上」では、市民から反感をかう可能性があるため、市民を「意識醸成」、あるいは職員を「意識改革」とするなど、表現のレベル感を統一する。
2 職員の協働に関する実践力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・サブタイトルや本文冒頭の「職員」について、市の職員に主体性を持ってもらうため、「市の職員」とする。 ・職員に対して庁内連携の必要性を訴求するため、文頭に「全庁体制のもと」などと追記する。 ・意識向上（改革）の必要性を訴求するため「また、解決策を見出す際に」の後に、「従来の固定観念にとらわれず、」を挿入する。 ・「社会的インパクトマネジメント」は市民には難しすぎる言葉だと思うので、平易に「それらが社会にどのような影響や効果を与えるか考慮して解決までの道筋を立て、課題解決に取り組むことができる職員を育成します。」などとした方がよい。
3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・プラッツについてのみ具体的に説明されているが、コミュニティ協議会、各地域文化センターの役割ももっと説明する必要がある。
4 自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「知り合う」では抽象的すぎるので、「市民等が各々目指している将来のビジョンや現在の活動内容とその進捗状況・特性などを共有し、理解し合えるよう、SNS上での情報提供などを含めて知り合える機会を創出します。」などと具体的にする。 ・すでに実績が蓄積されている大学との協働連携の一層の強化などについて、追記する必要がある。
5 市民協働を促進する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・企業との協働は「府中市らしい協働」を実現するための大きなテーマの一つになるものにも拘らず、「公平性・公正性」をいきなり最前面に出すのは消極的に感じるため、「多くの活力に満ちた企業を擁する府中市として、CSR（社会的責任）の考えのもと、社会貢献活動に積極的に取り組む企業と地域の課題解決のための協働を推進します。なお、企業など事業者と協働する場合には、公平性・公正性」などと記載するとよい。 ・企業や学生などの主体が政府の方針に沿ってデジタル化を推し進めていることから、社会情勢の変化の例示として、「急激なデジタル化等を含めた」などと追記する。 ・協働契約及びクラウドファンディングの脚注を追記する必要がある。

6 コーディネート機能の拡 充	
	<ul style="list-style-type: none"> ・協働サポーターについては、知識の会得だけでなく実践経験も条件に入れた方がよい。
7 市民協働の取組の進行管 理と条例の検討	
用語集	